

平成 31 年 1 月 16 日

建設業労働災害防止協会 京都府支部長 殿

京都労働局長

労働安全衛生規則第九十五条の六の規定に基づき厚生労働大臣が定める物等の一部を改正する件の適用について

平素は、労働基準行政の推進につきまして、ご協力を賜り厚くお礼申しあげます。

「労働安全衛生規則第九十五条の六の規定に基づき厚生労働大臣が定める物等の一部を改正する件」（平成 30 年厚生労働省告示第 433 号）が平成 30 年 12 月 28 日に公示され、改正後の「労働安全衛生規則第 95 条の 6 の規定に基づき厚生労働大臣が定める物等」（平成 18 年厚生労働省告示第 25 号。以下「告示」という。）が平成 31 年 1 月 1 日から適用されることとなりました。

つきましては、これに係る労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号）第 95 条の 6 の規定に基づく報告（以下「有害物ばく露作業報告」という。）について、貴会傘下の会員事業場等に対して周知いただきますようお願いします。

記

1 有害物ばく露作業報告の対象となる物（告示第 1 条関係）

別紙の表の中欄に掲げる物（以下「対象物」という。）及び対象物を含有する製剤その他の物（同欄に掲げる物の含有量が同表の右欄に掲げる値であるものを除く。）を「有害物ばく露作業報告」の対象とすること。

2 有害物ばく露作業報告の期間等（告示第 2 条関係）

事業者は、平成 31 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日までの間に一の事業場において製造し、又は取り扱った対象物の量（製剤等を製造し、又は取り扱った場合における当該製剤等に含有される対象物の量を含む。）が 500 キログラム以上になったときは、平成 32 年 1 月 1 日から同年 3 月 31 日までの間に、所轄労働基準監督署長に安衛則様式第 21 号の 7 による報告書の提出を行わなければならないこと。

担当部署	京都労働局 労働基準部 健康安全課
担当官	主任地方労働衛生専門官 藤本
連絡先	TEL075-241-3216 FAX075-241-3219

(別紙)

コード	物	含有量 (重量%)
243	アスファルト	0.1%未満
244	エチレングリコールモノーノルマルーブチルエーテル (別名ブチルセロソルブ)	0.1%未満
245	オルト-クレゾール	0.1%未満
246	シクロヘキサン	0.1%未満
247	1, 1-ジクロロエチレン (別名塩化ビニリデン)	0.1%未満
248	フルフラール	0.1%未満
249	メチルターシャリーブチルエーテル (別名MTBE)	0.1%未満